

関西大学校友会・此花支部

会則

2015.06.27 改訂版

第1章 総則

- 第1条 本支部は関西大学校友会此花支部と称する。
- 第2条 本支部は母校関西大学の隆盛をはかり、会員相互の交誼を深め、且つ地域社会活性化の為の貢献活動をおこなうことを目的とする。
- 第3条 本支部はその目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 母校関西大学および校友会への協力
(2) 支部会員名簿の作成および管理
(3) 支部会員の懇親および慶弔ならびに教養のための事業
(4) 地域社会活性化の為の社会貢献事業
(5) その他本支部の目的を達成するため必要な事業
- 第4条 本支部の事務所は、本支部幹事長宅に置く。

第2章 会員

- 第5条 支部会員は、此花区内に住所、事務所又は職場を有する者のうち次の資格を有するものとする。
- (1) 学校法人関西大学又はその前身である法人等の設置した学校(義務教育以下の学校を除く)卒業又は終了した者。
(大学予科修了者を含む。)
 - (2) 前号の学校の役員ならびに教職員および、かつてこれらの教職にあった者。
- 2 此花支部会員であった者が、此花区以外に住所や職場を移した場合でも従前通り会員資格を有する。
 - 3 第5条(1)、(2)号の資格を有する者で、特に此花支部会員の資格を希望する者は、役員会の承認を得て此花支部会員の資格を有することができる。
 - 4 推薦校友
但し、校友会の推薦校友及び当会の目的を理解し、当会発展に寄与して頂ける方。
役員会の承認を要す。

第6条 支部会員は、毎年3月末日(会計年度末日)までに支部の維持費として年会費 3,000 円を納めなければならない。

第3章 役員

第7条 本支部に次の役員を置く。

(1)	支部長	1名
(2)	副支部長	5名
(3)	幹事長	1名
(4)	副幹事長	6名以上
(5)	会計	2名
(6)	幹事	若干名
(7)	会計監査	2名
(8)	顧問・相談役・参与	若干名
(9)	名誉顧問	

第8条 支部長ならびに副支部長・幹事長・会計・会計監査は役員会で指名し、総会において承認する。
支部長を退任した場合は名誉顧問となる。但し名誉顧問は一期のみとする。

第9条 副幹事長ならびに会計および幹事は、支部長ならびに副支部長および幹事長が協議し、支部長がこれを委嘱する。

第10条 顧問、相談役、参与は支部長、副支部長ならびに幹事長、副幹事長、幹事が協議のうえ推薦し、支部長がこれを委嘱する。

第11条 支部長は会務を統括し、総会ならびに役員会を招集し議長となる。

- 2、副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障があるときはこれを代行する。
- 3、幹事長は本支部の日常会務を執行する。

- 4、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときはこれを代行する。
- 5、会計は本支部の会計事務を執行する。
- 6、幹事は本支部の業務運営を円滑にするため、支部会員相互の連絡にあたるものとする。
- 7、会計監査は本支部の会計を監査し、定時総会に結果を報告しなければならない。
- 8、顧問、相談役、参与は本支部の運営に関し、支部長の諮問に応ずるものとする。

第12条 本支部の役員の任期は第3回目の定時総会終了までとする。但し、再任を妨げない。

第4章 総会および役員会

第13条 本支部の定時総会は毎年1回開催する。但し、必要があれば臨時に総会を開催することが出来る。

- 2、前項定時総会は会計年度終了後6ヶ月以内に開催しなければならない。

第14条 次の事項は定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1)事業報告および収支決算
- (2)事業計画および収支予算
- (3)役員改選
- (4)会則の改正

第15条 本支部の総会の決議は出席会員の過半数でこれを決める。可否同数の時は議長がこれを決める。

第16条 本支部の役員会は、第7条の規定にかかわらず、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、会計によって構成し、本会則に定める事項及び支部運営に必要とする重要事項を審議し、議決等については前条に準ずる。
名誉顧問・相談役・参与は役員会に参加できる。

第5章 会計

第17条 本支部の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充当する。

第18条 本支部の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月末日をもって終わる。

附 則

第19条 本支部の会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ変更できない。

第20条 本会則に定めなき事項は関西大学校友会会則を準用する。

第21条 第6条の規定は会計年度を基準とし、年度の中で入会した者についても年会費金3,000円を納めなければならない。

第22条 本支部の会則は平成5年8月27日より施行する。